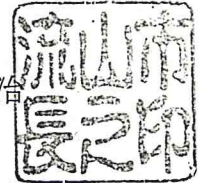




流 社 第 2 2 5 号
平成 2 6 年 6 月 1 7 日

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



諮 問 書

下記の条例の制定について、貴審議会の御意見を伺いたく諮問いたします。

記

1 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について

この条例は、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準並びに当該職員の員数以外の事項について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。以下「第三次一括法」という。）の施行により、厚生労働省令で示される基準に従い、又は参酌し、市の条例により定めることとなったことから制定するものです。

2 流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

この条例は、これまで厚生労働省令で定められていた次の各号に掲げる基準について、第三次一括法の施行により、厚生労働省令で示される基準に従い、又は参酌し、市の条例により定めることとなったことから制定するものです。

- (1) 基準該当介護予防支援に従事する従業者の資格に関する基準及び配置する従業者の員数に関する基準、基準該当介護予防支援の事業の運営（利用者等に対する人権侵害の防止等、その他の事業

の運営)に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(2) 指定介護予防支援に従事する従業者の資格に関する基準及び配置する従業者の員数に関する基準、指定介護予防支援の事業の運営(利用者等に対する人権侵害の防止等、その他の事業の運営)に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(3) 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格に係る基準

なお、詳細は別紙のとおり